

基本理念	将来像	基本目標	施策番号	新施策	現状等※取扱注意	10年後の姿	施策の方向性
ともに未来をひらき 笑顔とみどりがあふれるまち 清瀬	「子どもも大人も学びあい育ちあう」きよせ	子どもの成長を支える社会の構築	211	子育ての支援	・保育のニーズが高まっていることその他、保護者が望む保育園に空き定員がないこと等の理由により、保育園の待機児童数が増えている。 ・待機児童数　R6：9人、R5：6人、R4：4人	子育てに関する制度やサービスが行き渡り、安心して出産や子育てができるようになります。また子育て家庭や子どもたちを地域で見守る意識が深まり、この地域で子育てする事に喜びを感じるようになります。	❶保育園の待機児童を解消します 多様化する保育ニーズに対応するため様々な保育事業を展開し、既存制度の普及・啓発していきます。また「誰でも通園制度」といった新制度も実施していきます。
					・子育てに関する手続きのDX化はほとんど進められておらず、郵送や窓口での手続きを行っているため、市民の負担が大きい。		❷子育てに関する手続きのDX化を進めます 児童手当や医療費の助成制度等、子どもに関する各種手続きにおいて、より迅速かつ便利になるようDX化を進めます。DX化により平日・休日や時間に関係なく、自宅等の環境下でも手当や医療費の助成について、申請や変更等の手続きができるようになります。
					・子育て支援課で在園が確認できていない4歳以上の子ども：17人		❸4歳以上の子どもたちへの幼稚園や保育園等の利用を促します 小学校就学に向け集団生活の経験や、子ども1人1人の様子が小学校に引き継がれるためにも、4歳児以上の子どもは皆、幼稚園や保育園等に通うようになっていきます。
			212	家庭に関する相談の支援	・子育て世帯が子育て支援事業や保健・医療・福祉等の関係機関を利用するための相談が十分にできていない。	すべての妊産婦および子育て世帯が安心して、出産・子育てできる支援体制が整っています。また、困難を抱えた児童やその家庭が、身近な相談窓口気軽に相談でき、解決のための支援が得られる相談体制が整い、希望を持って暮らすことができます。	❶こども家庭センター機能を強化します すべての妊産婦および子育て世帯を切れ目なく支援するとともに、困難を抱えた児童とその家庭が地域で安心して生活できるよう児童福祉機能（子ども家庭支援センター）と母子保健機能（子育て支援課母子保健係）を一体的に運用します。特に、乳幼児等を育てる家庭に対して訪問を行い、さまざまな悩みや相談に対応するとともに、関係機関と連携しながら必要な子育て支援サービスへつなぐなど、孤立しがちな子育て家庭を支援します。また、子ども家庭支援センターと子育て支援課母子保健係の組織的な一体化についても検討を進め、組織改正を通じて支援体制を強化します。
					・相談しやすい窓口について、未就学児の保護者では保育園、子育て施設（児童館等）・支援団体、幼稚園等が多く、学齢期の保護者では学校、かかりつけ医、子育て施設（児童館等）・支援団体が多くなっている。		❷子育てに関する様々な相談・情報の発信が出来る窓口を充実します 安心して子育てに取り組むことができるよう、母子保健や子育てに関する講座などを開催し、情報発信を充実します。また、子育てに関する相談を気軽に行える環境を整備するため、市民にとって身近な場所に子育てについての相談ができる窓口を設置し、気軽に相談できる体制を構築します。
					・共働き家庭やひとり親家庭の増加、近隣に子育てを支援する親族等がない状況により、家庭における子育ての孤立化が懸念されている。		❸子育てに関する様々なサービスを充実します。 核家族やひとり親家庭、共働き家庭等、多様な子育て世帯に対し、ニーズに応じた子育てサービスを提供し、地域における子育てを支援します。また、困難を抱えた家庭等に対し、保護者のレスパイト(休息)を目的とした一時的な子どもの預かりや、産後集中的に利用できる訪問型の家事・育児援助、産後ケア、地域の中で過ごせる居場所の提供等について充実を図ります。
					・ひとり親世帯の就業率は8割超と高いが、母子世帯ではそのうち46.5%が非正規であり、平均年間就労収入が236万円と低くなっている。		❹子どもの居場所を充実します 各小学校区に子どもの居場所や児童センターなどの整備、不登校や困難な状況にある児童も安心して過ごせる環境や相談できる人員の配置を目指します。また、不登校や困難な状況にある児童に対し、食事や学びの場の充実を図ります。

基本理念	将来像	基本目標	施策番号	新施策	現状等※取扱注意	10年後の姿	施策の方向性
ともに未来をひらき 笑顔とみどりがあふれるまち 清瀬	「子どもも大人も学びあい育ちあう」きよせ	一人ひとりの学びと学びあいの充実	221	学校教育の推進	・文部科学省「全国学力学習状況調査」における平均正答率（国平均比較） 【R6】 小6国語：-0.7P　小6算数：+0.6P 中3国語：+1.9P　中3数学：+2.5P 【R5】 小6国語：-5.2P　小6算数：-3.5P 中3国語：-0.8P　中3数学：±0.0P	時代に即した教育環境や一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援環境が整備され、情報機器の効果的な活用や地域と連携・協働した取組等の推進によって学校教育が一層充実することで、子どもたちに「確かな学力」や「豊かな人間性」、「健やかな体」といった「生きる力」が育まれています。	❶「確かな学力」を育成します 学力調査に基づく授業改善等を通して教員の指導力向上を図るとともに、9年間を見通した教育課程の工夫、情報機器の効果的な活用、習熟度別指導・放課後補習の充実などを通して、子どもたちの基礎学力の確実な定着を図り、さまざまな課題に対して自ら考え判断し、行動できる力を育成します。
					・児童・生徒の「自己肯定感」にかかわるアンケート調査（自分には良いところがある）の肯定的回答率 【R6】 小学校：86.2%　中学校：87.2% 【R5】 小学校：82.4%　中学校：77.6%		❷「豊かな人間性」を育成します 人権教育や道徳教育、命の教育の充実を図るとともに、読書活動や様々な体験活動の意図的・計画的な推進を通して、また、子どもたちの主体性を高める取組を工夫することで、豊かな心と機やかで強かな心を育成します。
					・東京都児童・生徒体力・運動能力調査　合計点（東京都平均比較） 【R6】 小6男子：-1.5P　小6女子：-1.1P 中3男子：-0.9P　中3女子：-1.4P 【R5】 小6男子：±0.0P　小6女子：-0.8P 中3男子：-1.2P　中3女子：-0.4P		❸「健やかな体」を育成します 健康教育や食育等、自らの健康を保持増進できる力を高めるための取組の充実を図ります。また、体力テストに基づく授業改善や、家庭や地域と連携した運動の日常化などを通して、子どもたちの体力の向上を図ります。
					・特別支援学級の再編計画を適切に進めてきたことにより、保護者や地域の特別支援教育に関する理解は深まってきている。 ・一方で、不登校児童・生徒は年々、増加傾向にあり、喫緊の課題となっている。		❹一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実を図ります 特別支援教育の充実や不登校支援の推進などを通して、子ども一人一人のニーズに応じた支援の充実を図ります。また、教員研修を実施したり、特別支援教育や不登校支援の取組等を広く周知したりすることで、教員、子ども、保護者、地域に向けた理解・啓発を推進します。
					・学校施設の老朽化は大きな課題となっており、子どもたちが安心して学校生活を送り、教育効果を最大限高めるための環境整備が必要。 ・今後10年間に建築後60年を経過する建物が計画的な予防修繕を行うことで、建物の長寿命化を図る必要がある。 ・財政負担が大きくなることが想定されている。		❺教育環境を強化・充実させます 学校施設の老朽化は大きな課題となっており、子どもたちが安心して学校生活を送り、教育効果を最大限高めるための環境整備が必要です。今後10年間で建築後60年を迎える建物について、計画的な予防保全を行うことで、建物の長寿命化を図ります。また、子どもたちの健やかな成長を促すため、地場産野菜の提供と合わせた食育の推進を行うなど、安全・安心な給食の提供を行います。

基本理念	将来像	基本目標	施策番号	新施策	現状等※取扱注意	10年後の姿	施策の方向性
ともに未来をひらき笑顔とみどりがあふれるまち清瀬	「子どもも大人も学びあい育ちあう」きよせ	一人ひとりの学びと学びあいの充実	222	地域一体となった青少年の健全育成	・共働き世帯の増加などによる家庭状況の変化により、PTAや保護者の会が廃止され、地域のつながり地域の青少年健全育成活動に参加できる市民が減っている。 ・学童クラブ事業において、新規支援単位の開設や学童クラブ棟の建設を実施し定員の拡大を図っているが、家庭状況の変化等に伴う入会希望者数の増加により待機児童数が増加傾向。 ・家庭や社会の状況の変化により、子どもの居場所のニーズが増加している。しかし、事業によっては有資格者の配置が必要になるなど、人員の確保が課題となっている。 ・コミュニティスクールの全校設置が完了し、コミュニティスクールでの課題解決のため、学校支援本部が学校と地域の橋渡しをして教育活動の支援を行っている。 ・社会総がかりで子どもを育成する仕組みを構築するため、学校や保護者、地域の連携を深めるとともに、コミュニティ・スクールの充実や部活動改革の推進等の取組を計画的に進めていく必要がある。	学校と地域の連携・協働により、子ども達が健やかに成長し、次代を担う青少年が自己実現をしながら幸せで自立した社会生活を送っています。大人は子どもの意見や人権を尊重し、乳幼児期から青年期までのライフステージを見守り、育ちを支えています。	①児童・青少年の人間性・社会性の育成を推進します 青少年委員活動や、学校支援本部活動の周知を行うとともに、地域総がかりで子どもたちを育てる意識の醸成を行います。 ②安全な居場所の確保を進めます 子ども達の意見を聴きながら、市内に子ども達が安心して過ごせる居場所を創設します。 ③地域一体となった教育支援の充実を図ります コミュニティスクールを全校に設置し、地域と連携することにより、学校運営に地域人材資源を活用していきます。コミュニティスクールの推進により、学校教育へ地域人材の更なる活用を行い、地域の実情に応じた特色ある学校づくりを推進します。
			223	生涯学習・文化・芸術・スポーツの支援	・生涯学習施設や文化芸術に親しむ機会の充実のほか、職業的知識や技能に関する講座の開催や文化・芸術団体、自主サークル活動に対する支援・育成に対するニーズが高まっており、生涯学習や文化芸術施策にかかる市民のニーズが多様化している。 ・生涯学習センターや各地域市民センター、けやきホール指定管理者によって実施される各種講座が市民の活動のきっかけとなっているが、地域の指導者的な立場として活躍する市民は微増傾向にあり更なる推進を図る必要がある。 ・スポーツ活動については、スポーツ大会等の競技会を開催するにあたり、運営するスタッフの高齢化等による人材確保が難しくなっている。	市民誰もが年齢や障害の有無に関わらず、生涯学習や文化芸術、スポーツ・レクリエーションに親しむ機会を持ち、健康で心豊かな生活を送っています。また、そのような活動を通して地域で活躍する市民が増えてきています。	①世代を超えた学びの機会を提供します 多世代に向けた様々な生涯学習の場や機会の充実を図ります。また、新しい図書館サービスの提供など、市民のニーズに応えた生涯学習事業を実施します。また、市民の生涯学習活動において得た知識や技術を地域へ還元する場の創出を図ります。 ②市民文化・芸術の充実と発展・継承を図ります 市民の文化芸術活動への支援を行うとともに、文化・芸術に触れる多彩な機会の創出や提供を行います。また、地域ゆかりの文化・芸術にかかる情報発信と活用を図り、市民の地域への理解を深めるとともに、市民文化・芸術の充実と発展を目指します。 ③誰でも気軽にスポーツ活動に親しめる機会を提供します 誰もが年齢や障害の有無に関わらず気軽にスポーツ活動に親しむことができるように、スポーツに関する施設の整備や、各種教室・イベントの充実を図ります。また、地域のスポーツ振興やイベントを推進する人材の育成を図るとともに、連携してスポーツの普及や健康増進など市民のスポーツ活動の推進を図ります。